

平成 21 年 3 月 27 日

各 位

上場会社名 株式会社キューソー流通システム本店所在地 東京都調布市小島町1丁目32番地2代 表 者 代表取締役社長 八木 博コード番号 9369 東証第一部問い合わせ先 取締役管理本部長 一瀬 治郎

不適切な取引行為に関する調査結果について

当社は、平成 21 年 2 月 6 日発表の「不適切な取引行為の発生について」において、当社の 従業員があるお客様に対して、不適切な請求を行っていたことの判明および社外調査委員 会の設置を公表いたしました。

その後、社内調査委員会は、不適切な取引行為(過剰請求行為、以下、本件)の内容および原因の解明、過年度決算への影響額、再発防止対策等の検討を進め、並行して、社外調査委員会に調査結果を報告し、検証と助言を受けてまいりました。

当社は、本日開催の取締役会において、社外調査委員会の調査結果に基づき、再発防止対策および社内処分を決定いたしましたのでその内容を報告いたします。

本件により、計算書類の訂正が発生する事態となるなど、投資家の皆様ならびに関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、社外調査委員会から提言のあった再発防止策を着実に実施し、皆様からの信頼回 復に努める所存であります。引き続きご指導・ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

記

- 1. 本件発覚から社外調査委員会の調査に至る経緯
 - ① 本件が判明した経緯

本件は、当社のあるお客様より平成 20 年 11 月分の請求資料を送付して欲しいとの電話が営業所宛にあり、当該請求書の内容を確認したところ不適切な取引が行われた可能性があったため、平成 21 年 1 月 19 日に社内調査委員会を立ち上げ、

当社営業所への事情聴取および各種資料の調査を行った結果、過剰請求を行っていた事実が判明した。

② 社内調査委員会の調査内容

- ・ 過剰請求額の確定調査
- ・他のお客様に対して過剰請求が発生していないことの調査
- ・内部統制システムが機能していることの調査
- ・事実関係解明のための関係者ヒアリング調査

③ 社外調査委員会の調査内容・方法

社外調査委員会は、設置以降、社内調査委員会による調査結果等の報告を受け、**(2)** に示す職務内容により調査を行った。

(1) 委員会の構成

委員長 河上 和雄(河上法律事務所、弁護士)

委員長嶋憲一(東京21法律事務所、弁護士)

委 員 小泉 正明(双葉監査法人、代表社員公認会計士)

(2) 社外調査委員会の職務内容

- ・社内調査委員会による内部調査の範囲、方法及び結果の適正性の検証(同委員会との合同検討会議への出席を含む。)
- ・本件に関する事実関係の調査・解明
- ・本件が当社の会計処理に及ぼす影響(過年度決算に及ぼす影響も含む。)の調査・ 解明
- ・本件の発生原因の調査・解明
- ・再発防止対策の助言・提言
- ・本件への行為者及び経営監督者に対する処分案に関する助言・提言

(3) 社外調査委員会の調査方法

社外調査委員会は、平成 21 年 2 月 9 日から平成 21 年 3 月 2 日までの期間に委員会会合を 4 回開催し、また、各委員は職務内容の遂行に必要な調査を行い、社内調査委員会が既に実施していた調査方法に関する以下の事項を確認し、関係者へのヒアリング結果や全社への請求書監査結果を踏まえた上で、数点について再度調査を行うよう求め、また本社外調査委員会として独自に関係者へのヒアリングを行った。

社内調査委員会の調査方法についての確認事項

- ・調査方法の確認 (請求書の調査方法)
- ・調査対象営業所の範囲の確認
- ・社内調査に要した人数の確認(延べ人数350名程度)
- ・ 内部統制状況の確認
- ・過剰請求金額について過剰請求先のお客様との間の合意内容を確認
- ・各種資料・報告書の確認
- ・関係者へのヒアリング調査の方法及び結果の確認

(4) 社外調査委員会の調査結果

社外調査委員会は、これらの調査結果を整理し、討議を行った結果、社内調査 委員会が行った調査結果が妥当であると判断した。

2. 社内調査及び社外調査により判明した事実関係等

- ① 本件の事実関係
 - ・行 為 者:当社従業員1名が単独で行なった行為であること。
 - ・行 為 の 相 手:当社が物流サービスを提供している当社のお客様1社のみに 対して行なっていたこと。
 - ・過剰請求の期間: 平成 **19** 年 **7** 月から平成 **20** 年 **11** 月までが対象期間であること。
 - ・過剰請求方法:請求書を改ざんする方法で故意に過剰に請求したこと。

② 本件による当社財務諸表への影響額

平成20年11月期連結決算

- · 売 上 高:修正前 143,070 百万円 → 修正後 143,015 百万円
- · 営 業 利 益: 修正前 1,275 百万円 → 修正後 1,220 百万円
- ·経常利益:修正前 1,335 百万円 → 修正後 1,280 百万円
- ・当期純利益:修正前 **364** 百万円 → 修正後 **320** 百万円

なお、詳細は平成 **21** 年 **2** 月 **24** 日発表の「平成 **20** 年 **11** 月期決算短信の訂正について」をご参照願います。

③ 本件の発生原因

- ・本件は、行為者本人が自己の利益を図るためではなく、自らが所属する部署の 業績を上げるために行った不正であると考えられる。
- ・月次決算等における事業活動の管理が、計画に対する進捗状況の管理に偏り、

充分な分析がされていなかったと考えられる。

- ・潜在的に売上至上主義の姿勢が会社全体にあったと考えられる。
- ・内部統制システムについては構築されていたものの、請求入力についてシステム上の統制が不足しており、チェック体制が充分ではなかったと考えられる。
- ・内部統制に関する書類整備が中心となっており、実際の監査が充分に行われて いなかったと考えられる。
- ・人事ローテーションや管理者教育の面が不充分であったと考えられる。

3. 再発防止対策

社外調査委員会の提言を踏まえ、以下の再発防止策を実行して参ります。

- (1) 請求システムについて、請求入力業務と請求書発行業務の切り分けを行い、請求書作成担当者が入力したデータについて、営業所所長および経理担当課長が確認の上、承認するシステムを構築することとする。
- (2) 請求システムについて、一旦入力したデータを改ざんすることができないような体制を構築することとする。
- (3) 請求システムの改善について、平成21年9月までに対応を完了することとする。
- (4) 監査機能の充実に向けた体制整備を行うこととし、内部統制の観点から文書に対する監査及び計算書類に対する監査が必ず行われる体制とするものとする。
- (5) 人事施策、階層別の研修体制の充実を図るものとする。
- 4. 本件への関与者及び経営監督者に対する処分
 - (1) 本件行為者:諭旨解雇
 - (2) 経営監督者 (第43期事業年度在任役員)
 - ・代表取締役社長 : 月額報酬額の20%減額

(平成21年3月から再発防止対策が完了する平成21年9月まで7カ月分)

- ・取締役(含、社外取締役)9名:月額報酬額の10%減額 (平成21年3月から再発防止対策が完了する平成21年9月まで7カ月分)
- ・監査役(含、社外監査役)5名:月額報酬額の10%減額 (平成21年3月から再発防止対策が完了する平成21年9月まで7カ月分)
- ・退任取締役1名 : 退任慰労金の一部減額

以 上